

発行・編集

あわら市商工会事務局（本所）
〒919-0621 福井県あわら市市姫一丁目9-21
TEL：0776-73-0248 FAX：0776-73-7145あわら市商工会事務局（支所）
〒910-4103 福井県あわら市二面2丁目701
TEL：0776-78-6311 FAX：0776-78-7801

ご存じですか！ GoToキャンペーン！！



『福井県プレミアム食事券』は、
購入金額に25%プレミアムを
上乗せした食事券です。



- 【食事券の販売期間】 2021年1月31日（日）まで
 【食事券の利用期間】 2021年3月31日（水）まで
 【お問い合わせ】 福井県GoToEatキャンペーン実行委員会 TEL 0776-36-9305



宿泊を伴う、または日帰りの国内旅行の代金総額の1/2相当額を国が支援する事業です。給付額の内、70%は旅行代金の割引に、30%は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与されます。

- 【支給額の上限】 1人1泊当り上限20,000円
日帰り上限10,000円（回数の制限はありません！）
 【地域共通クーポン】 旅行代金の15%相当額が地域共通クーポンとして配布されます。
旅行業者や宿泊事業者より配布されます。
 【お問い合わせ】 2020 Go To Travel事務 TEL 0570-002-442（ナビダイヤル）

労働保険の手続きはおすすめですか？

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態にかかわらず、ひとりでも労働者を雇用している事業主は、労働保険に加入する義務があります。労働保険の加入手続き、労働保険制度についてのご相談はお気軽にどうぞ。

三国公共職業安定所 電話 0776-81-3262 福井労働基準監督署 電話 0776-54-7722

固定資産税・都市計画税（事業用家屋・償却資産）の特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者等の方
令和3年度課税の1年度分に限り、
固定資産税・都市計画税の軽減が受けられます。

●軽減対象

- ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産
- ・事業用家屋に対する都市計画税

・令和2年2月から10月までの任意の**連続する3か月間**の売上高が、前年の同期間に比べて**30%以上減少**している場合、課税標準の割合が下記のとおりとなります。

売上高減少割合	課税標準額軽減割合
前年同月比 30%以上 50%未満の減少	2分の1
前年同月比 50%以上の減少	全額免除

・特例を受けるためには、事前に認定経営革新等支援機関〔商工会〕等による**確認**と、令和3年1月4日（月）から2月1日（月）までにあわら市税務課へ**申告**が必要です。

認定経営革新等支援機関〔商工会〕等への申告書類

- ①中小事業者（個人、法人）であることの確認 / 申告書の誓約事項で確認
- ②事業収入の減少の確認 / **会計帳簿等**で、令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月の期間の事業収入の合計が前年同期間と比べて減少していることを確認
- ③特例対象家屋の居住用・事業用割合の確認 / **所得税青色申告決算書・収支内訳書等**で、特例対象家屋の居住用・事業用割合を確認

中小企業庁ホームページ ⇒ <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

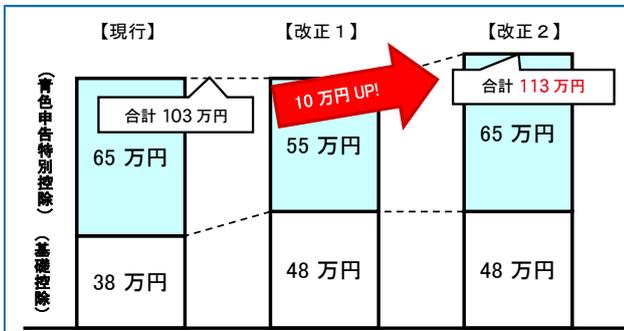
あわら市総務部税務課 ⇒ <http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/life/life02/life0203/p011564.html>

令和2年分の所得税確定申告から

青色申告特別控除額・基礎控除額が変わります!!

平成30年度税制改正での変更点は、次のとおりです。

改正1	個人の方の所得税について <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告特別控除額が変わります。 現行65万円 ⇒ 改正後55万円 ・基礎控除額が変わります。 現行38万円 ⇒ 改正後48万円
改正2	「(改正後)55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて <ul style="list-style-type: none"> ・e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。



- ・以上の改正は、令和2年度分以後の所得税について適用されます。
- ・10万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様になります。
- ・詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/0019009-126.pdf>

必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も。

最低賃金の改定

福井県の最低賃金、令和2年10月2日より適用

時間額 830円

福井県最低賃金は福井県内すべての労働者と使用者に適用されます。ただし次の特定最低賃金に掲げる産業に従事する基幹的労働者と使用者については該当する最低賃金が適用されます。



- ・紡績業、化学繊維、織物、染色整理業 時間額 830円
- ・繊維機械、金属加工機械製造業 時間額 874円
- ・電気機械器具製造業 時間額 857円
- ・百貨店、総合スーパー(令和2年12月24日から) 時間給 840円

※上記業種に該当する労働者とその使用者については、該当する産業別最低賃金が適用されます。

※通勤手当・家族手当・精進手当・時間外手当等は含まれません。

詳しくは、福井労働局賃金室(電話 0776-22-2691)までお問い合わせください。

お問合せ・申込みは、あわら市商工会までお電話下さい。あわら市市姫一丁目 9-21 TEL 73-0248